

「物部川流砂系総合土砂管理検討協議会」規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会は、「物部川流砂系総合土砂管理検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本協議会は、物部川流砂系における土砂の流れの改善を目指した対策の実施主体として、物部川流砂系総合土砂管理計画を策定し、効果的かつ効率的な総合土砂管理に係る対策及び総合土砂管理の実現に向けたモニタリングを実施することを目的とする。

（構 成）

第 3 条 協議会は、別表に定める関係機関の委員によって構成する。

2 協議会は、委員の互選により会長を置くものとする。

3 会長は、協議会の会務を掌握する。

4 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は会長不在の場合に会長の職務を代理する。

5 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者の検討会への参加を求めることができる。

6 協議会には必要に応じて部会を置くことができるものとする。

（協議事項）

第 4 条 協議会は、第 2 条に掲げる目的を達成するため、総合土砂管理計画策定に向けて次の事項について協議する。

(1) 土砂動態に係る課題に関する事項

(2) 土砂管理目標と管理指標の設定に関する事項

(3) 関係機関が実施すべき対策とモニタリング計画の策定に関する事項

(4) 連携した対策及びモニタリングの実施に関する事項

(5) その他、物部川流砂系総合土砂管理における留意すべき事項

（運 営）

第 5 条 協議会は、事務局が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催する。

（事 務 局）

第 6 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所及び高知県土木部で行う。

（会議の公開）

第 7 条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

（雑 則）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員の意見を聴き定めるものとする。

（附 則）

この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

物部川流砂系総合土砂管理検討協議会 委員（案）

	氏 名	役 職	備 考
行政機関	松山 芳士	国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川調査官	
	渡邊 国広	国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所長	
	福長 絢一郎	林野庁 四国森林管理局 計画保全部 計画課長	
	坂本 伸一郎	林野庁 四国森林管理局 高知中部森林管理署長	
	竹崎 誠	高知県 林業振興・環境部 副部長	
	大野 栄一	高知県 土木部 副部長	
	石原 祐也	高知県 公営企業局 電気工水課長	
	渡部 靖	南国市 副市長	
	別府 誠	香南市 副市長	
	村上 真祥	香美市 副市長	
学識者	岡田 将治	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	
	笹原 克夫	高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 教授	
	佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授	
専門家	瀬崎 智之	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長	
	柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長	
	鈴木 啓介	国土交通省 国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室 室長	
	森 照貴	土木研究所 流域水環境研究グループ 自然共生研究センター センター長	
	猪股 広典	土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員	

物部川流砂系総合土砂管理検討協議会

設立趣旨（案）

物部川の流域では、脆弱な地質に起因する活発な土砂生産、大量の土砂流入に伴うダム貯水池の堆砂進行、さらにはダム下流域での土砂供給不足による河床環境や河道地形の変化、並びに海岸侵食など、土砂移動に係る多様な課題を抱えている。特に、平成16年及び平成17年の台風で広域的な山腹崩壊が発生し、ダムへの土砂流入が増大したこと等により濁水の長期化が社会問題化した。

このため、平成17年度に国（国土交通省、林野庁）、高知県、学識者、物部川漁業協同組合で構成する「物部川濁水対策検討会」が組織された。令和3年度には、「物部川清流保全推進協議会」の委員、土砂管理および海岸の専門家、山田堰井筋及び物部川土地改良区、香美及び物部森林組合、高知県漁業協同組合を新たに加えて議論を行った。その結果、濁水対策を含む、物部川源流域の山から海までを見通した総合土砂管理に関する基本的な考え方が取りまとめられた。

その後は、関係する行政機関において濁水対策や総合土砂管理の取組が進められてきたが、令和6年度に開催された第23回物部川濁水対策検討会において、総合土砂管理をより効果的に進めるためには、行政機関の連携を一層強化し、抜本的かつ実践的な対策を検討できる体制が必要であるとの結論に至った。特に、土砂管理に特化した場で議論を深め、総合土砂管理計画を策定する必要性について、関係機関の間で合意形成が図られた。

以上の経緯から、物部川流砂系総合土砂管理計画の策定と、総合土砂管理の着実な実現を目的として、物部川流砂系の関係機関（行政機関、学識者、専門家）により構成する「物部川流砂系総合土砂管理検討協議会」を設立するものである。